

公 取 企 第 7 2 号
平成 19・12・07 中庁第 1 号
平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日

日本商工会議所
会頭 岡村 正 殿

公正取引委員会事務総長 伊東 章二

中 小 企 業 庁 長 官 福水 健文

原油価格等の上昇に伴う下請代金支払遅延等防止法違反の
疑いのある行為に関する情報提供要請について

「独占禁止法相談ネットワーク」の運営を始めとして、公正取引委員会の業務及び中小企業行政につきまして、日頃から御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

経済産業省が平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日に公表した『原油価格上昇の我が国産業への影響に関する調査結果』（別添 1）によれば、原油価格の上昇

による中小企業の収益への影響は拡大し、収益が圧迫されている企業の割合は9割を超えております。また、原油価格上昇の取引価格への転嫁が困難な企業の割合も約9割に上っており、中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者による下請代金の買いたたきや減額等、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）により禁止されている行為の未然防止のため、下請法の普及・啓発に努めているところです。

つきましては、貴団体においては、次の事項を傘下の団体を通じて会員企業に対して周知徹底するようお願いいたします。

- 1 下請事業者が下請法違反の疑いのある行為に直面するなど下請取引上の問題がある場合には、別添2の公正取引委員会又は中小企業庁の相談窓口へ積極的に情報提供を行っていただきたいこと
- 2 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反の疑いのある行為に関する情報提供の有無及び当該情報の内容について秘密を保持するとともに、親事業者に対し調査等を行う際には情報提供者が特定されることのないよう万全を期していること

公正取引委員会及び中小企業庁は、寄せられた情報を踏まえ、下請法の規定に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

原油価格上昇の我が国産業への影響に関する調査結果

平成19年11月27日
経済産業政策局
中小企業庁

1. 調査の概要

○原油価格上昇が我が国産業に与える影響について、10回目の調査を実施（中小企業は9回目）^{【注】}。調査期間は、本年10月下旬から11月中旬まで。

【注】2004年8月より、原油価格上昇が我が国産業に与える影響について調査を実施（大企業調査：過去9回、中小企業調査：過去8回）。前は本年8月7日発表。

2. 調査結果

（1）大企業調査の結果

○総じて見れば、価格転嫁が若干困難になる中、収益・経営に与える影響については、大きく深刻化しているわけではないが、多くの企業が収益面で影響を受けている。

○原油・石油製品の投入比率が大きい業種の一部では、収益への影響が若干拡大。

（2）中小企業調査の結果

○原油・石油製品価格の上昇による収益への影響は今年の夏より更に拡大し、収益を圧迫している企業の割合は9割を超える。

○価格転嫁が困難な企業の割合は、今年の夏より若干上昇し、約9割に上る。

原油価格は、足下では史上最高値を更新し、依然として、90ドルを超える高水準で推移していることから、経済産業省としては、原油・石油製品の価格動向が産業・企業に与える影響について、引き続き細心の注意を払いフォローしていく。

【参考】

大企業調査 対象業種（11業種、76社）

・原油・石油製品の投入比率が大きい業種：

化学、板ガラス、紙・パルプ、サッシ・耐火物、セメント、繊維

・原油・石油製品の投入比率が小さい業種：

非鉄金属、鉄鋼、産業機械、電気機械、自動車・自動車部品

中小企業調査 対象業種（25業種、1,133社）

・製造業：金属製品、食料品製造、プラスチック製品、非鉄金属等

・非製造業：建設、運輸、卸・小売、クリーニング等

原油価格上昇による中小企業への影響

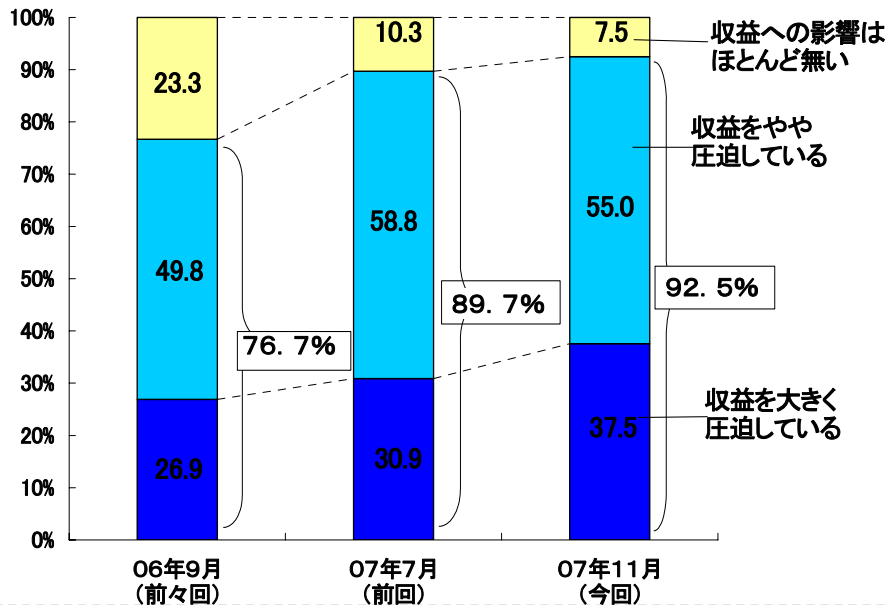
(平成19年11月27日公表)

～11月上旬から中旬にかけて、全国の中小企業1,133社の回答を集計～

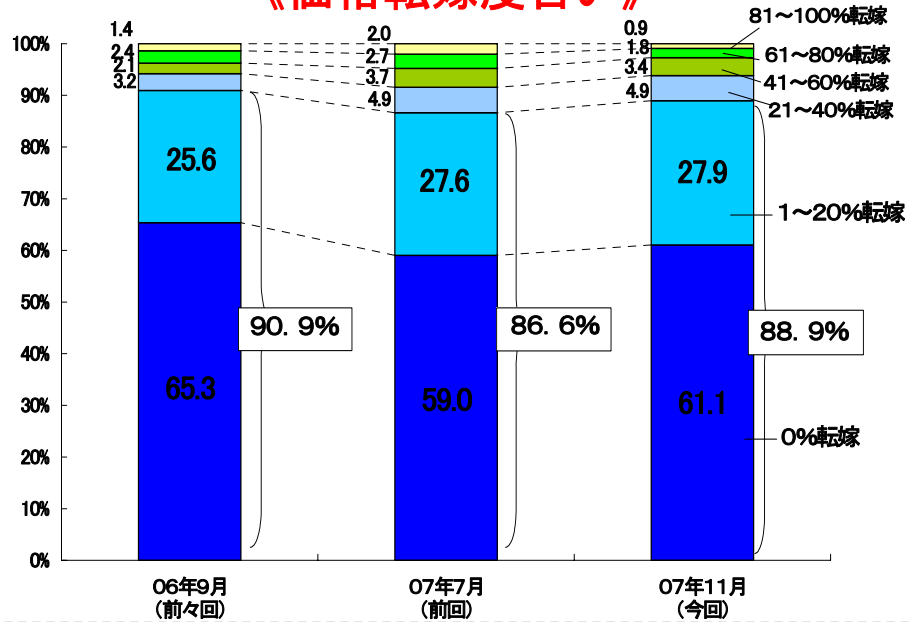
原油価格の上昇により収益を圧迫されている企業は9割を超える。

- 一 原油・石油製品価格の上昇による収益への影響は今年の夏より更に拡大し、収益を圧迫している企業の割合は9割を超える。
- 一 特に収益への影響が大きい業種は、窯業・土石製品、石油製品、パルプ・紙製品、出版・印刷、クリーニング、運輸、繊維工業等。
- 一 価格転嫁が困難な企業の割合は、今年の夏より若干上昇。全く転嫁できていないとする企業が6割。4割以上転嫁できている企業は1割に満たない。

《収益への影響》



《価格転嫁度合い》



〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980- 0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730- 0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760- 0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 8530	那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-863-2243(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100- 8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023(直)
中国经济産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 8530	那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)

公 取 企 第 7 2 号
平成 19・12・07 中庁第 1 号
平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日

全国商工会連合会
会長 清家 孝 殿

公正取引委員会事務総長 伊東 章二

中 小 企 業 庁 長 官 福水 健文

原油価格等の上昇に伴う下請代金支払遅延等防止法違反の
疑いのある行為に関する情報提供要請について

「独占禁止法相談ネットワーク」の運営を始めとして、公正取引委員会の業務及び中小企業行政につきまして、日頃から御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

経済産業省が平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日に公表した『原油価格上昇の我が国産業への影響に関する調査結果』（別添 1）によれば、原油価格の上昇による中小企業の収益への影響は拡大し、収益が圧迫されている企業の割

合は9割を超えております。また、原油価格上昇の取引価格への転嫁が困難な企業の割合も約9割に上っており、中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者による下請代金の買いたたきや減額等、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）により禁止されている行為の未然防止のため、下請法の普及・啓発に努めているところです。

つきましては、貴団体においては、次の事項を傘下の団体を通じて会員企業に対して周知徹底するようお願いいたします。

- 1 下請事業者が下請法違反の疑いのある行為に直面するなど下請取引上の問題がある場合には、別添2の公正取引委員会又は中小企業庁の相談窓口へ積極的に情報提供を行っていただきたいこと
- 2 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反の疑いのある行為に関する情報提供の有無及び当該情報の内容について秘密を保持するとともに、親事業者に対し調査等を行う際には情報提供者が特定されることのないよう万全を期していること

公正取引委員会及び中小企業庁は、寄せられた情報を踏まえ、下請法の規定に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

原油価格上昇の我が国産業への影響に関する調査結果

平成19年11月27日
経済産業政策局
中小企業庁

1. 調査の概要

○原油価格上昇が我が国産業に与える影響について、10回目の調査を実施（中小企業は9回目）^{【注】}。調査期間は、本年10月下旬から11月中旬まで。

【注】2004年8月より、原油価格上昇が我が国産業に与える影響について調査を実施（大企業調査：過去9回、中小企業調査：過去8回）。前は本年8月7日発表。

2. 調査結果

（1）大企業調査の結果

○総じて見れば、価格転嫁が若干困難になる中、収益・経営に与える影響については、大きく深刻化しているわけではないが、多くの企業が収益面で影響を受けている。

○原油・石油製品の投入比率が大きい業種の一部では、収益への影響が若干拡大。

（2）中小企業調査の結果

○原油・石油製品価格の上昇による収益への影響は今年の夏より更に拡大し、収益を圧迫している企業の割合は9割を超える。

○価格転嫁が困難な企業の割合は、今年の夏より若干上昇し、約9割に上る。

原油価格は、足下では史上最高値を更新し、依然として、90ドルを超える高水準で推移していることから、経済産業省としては、原油・石油製品の価格動向が産業・企業に与える影響について、引き続き細心の注意を払いフォローしていく。

【参考】

大企業調査 対象業種（11業種、76社）

・原油・石油製品の投入比率が大きい業種：

化学、板ガラス、紙・パルプ、サッシ・耐火物、セメント、繊維

・原油・石油製品の投入比率が小さい業種：

非鉄金属、鉄鋼、産業機械、電気機械、自動車・自動車部品

中小企業調査 対象業種（25業種、1,133社）

・製造業：金属製品、食料品製造、プラスチック製品、非鉄金属等

・非製造業：建設、運輸、卸・小売、クリーニング等

原油価格上昇による中小企業への影響

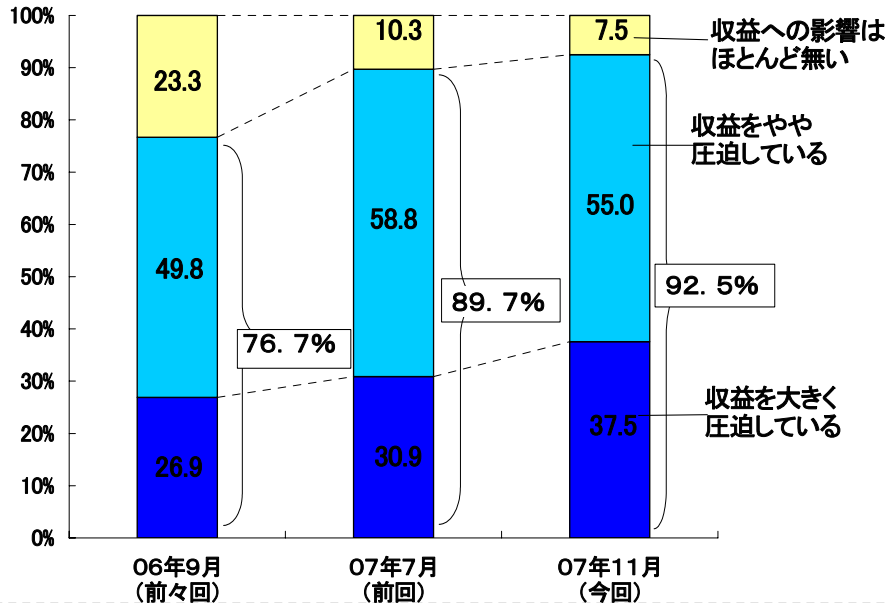
(平成19年11月27日公表)

～11月上旬から中旬にかけて、全国の中小企業1,133社の回答を集計～

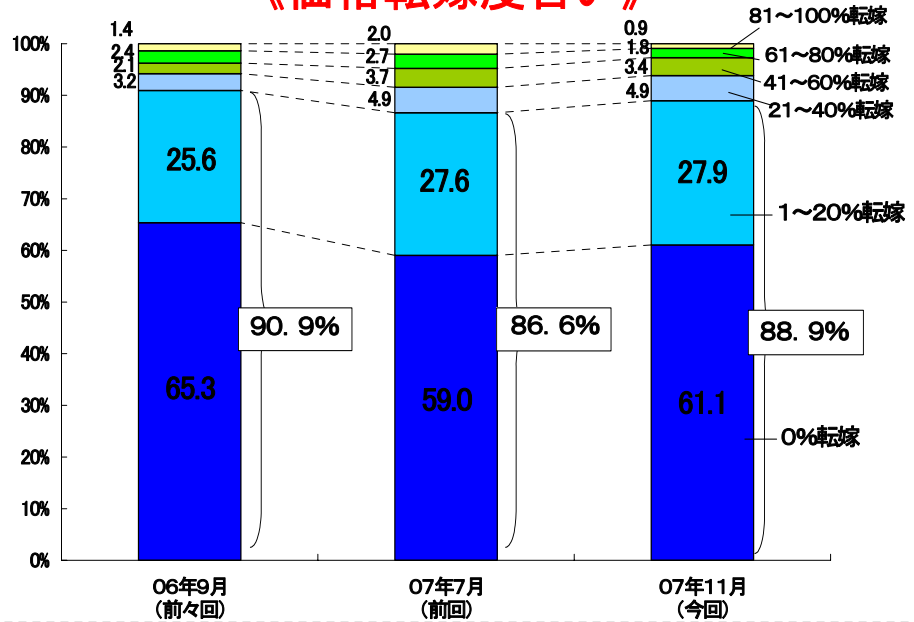
原油価格の上昇により収益を圧迫されている企業は9割を超える。

- 一 原油・石油製品価格の上昇による収益への影響は今年の夏より更に拡大し、収益を圧迫している企業の割合は9割を超える。
- 一 特に収益への影響が大きい業種は、窯業・土石製品、石油製品、パルプ・紙製品、出版・印刷、クリーニング、運輸、繊維工業等。
- 一 価格転嫁が困難な企業の割合は、今年の夏より若干上昇。全く転嫁できていないとする企業が6割。4割以上転嫁できている企業は1割に満たない。

《収益への影響》



《価格転嫁度合い》



〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980- 0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730- 0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760- 0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 8530	那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-863-2243(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100- 8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023(直)
中国经济産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 8530	那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)

公 取 企 第 7 3 号
平成 19・12・07 中庁第 1 号
平成 1 9 年 1 2 月 1 1 日

全国中小企業団体中央会
会長 佐伯 昭雄 殿

公正取引委員会事務総長 伊東 章二

中 小 企 業 庁 長 官 福水 健文

原油価格等の上昇に伴う下請代金支払遅延等防止法違反の
疑いのある行為に関する情報提供要請について

公正取引委員会の業務及び中小企業行政につきまして、日頃から御理解
と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

経済産業省が平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日に公表した『原油価格上昇の我が
国産業への影響に関する調査結果』（別添 1）によれば、原油価格の上昇
による中小企業の収益への影響は拡大し、収益が圧迫されている企業の割
合は 9 割を超えております。また、原油価格上昇の取引価格への転嫁が困

難な企業の割合も約9割に上っており、中小企業をめぐる経営環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、公正取引委員会及び中小企業庁は、親事業者による下請代金の買いたたきや減額等、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）により禁止されている行為の未然防止のため、下請法の普及・啓発に努めているところです。

つきましては、貴団体においては、次の事項を傘下の団体を通じて組合員企業に対して周知徹底するようお願いいたします。

- 1 下請事業者が下請法違反の疑いのある行為に直面するなど下請取引上の問題がある場合には、別添2の公正取引委員会又は中小企業庁の相談窓口へ積極的に情報提供を行っていただきたいこと
- 2 公正取引委員会及び中小企業庁は、下請法違反の疑いのある行為に関する情報提供の有無及び当該情報の内容について秘密を保持するとともに、親事業者に対し調査等を行う際には情報提供者が特定されることのないよう万全を期していること

公正取引委員会及び中小企業庁は、寄せられた情報を踏まえ、下請法の規定に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

原油価格上昇の我が国産業への影響に関する調査結果

平成19年11月27日
経済産業政策局
中小企業庁

1. 調査の概要

○原油価格上昇が我が国産業に与える影響について、10回目の調査を実施（中小企業は9回目）^{【注】}。調査期間は、本年10月下旬から11月中旬まで。

【注】2004年8月より、原油価格上昇が我が国産業に与える影響について調査を実施（大企業調査：過去9回、中小企業調査：過去8回）。前は本年8月7日発表。

2. 調査結果

（1）大企業調査の結果

○総じて見れば、価格転嫁が若干困難になる中、収益・経営に与える影響については、大きく深刻化しているわけではないが、多くの企業が収益面で影響を受けている。

○原油・石油製品の投入比率が大きい業種の一部では、収益への影響が若干拡大。

（2）中小企業調査の結果

○原油・石油製品価格の上昇による収益への影響は今年の夏より更に拡大し、収益を圧迫している企業の割合は9割を超える。

○価格転嫁が困難な企業の割合は、今年の夏より若干上昇し、約9割に上る。

原油価格は、足下では史上最高値を更新し、依然として、90ドルを超える高水準で推移していることから、経済産業省としては、原油・石油製品の価格動向が産業・企業に与える影響について、引き続き細心の注意を払いフォローしていく。

【参考】

大企業調査 対象業種（11業種、76社）

・原油・石油製品の投入比率が大きい業種：

化学、板ガラス、紙・パルプ、サッシ・耐火物、セメント、繊維

・原油・石油製品の投入比率が小さい業種：

非鉄金属、鉄鋼、産業機械、電気機械、自動車・自動車部品

中小企業調査 対象業種（25業種、1,133社）

・製造業：金属製品、食料品製造、プラスチック製品、非鉄金属等

・非製造業：建設、運輸、卸・小売、クリーニング等

原油価格上昇による中小企業への影響

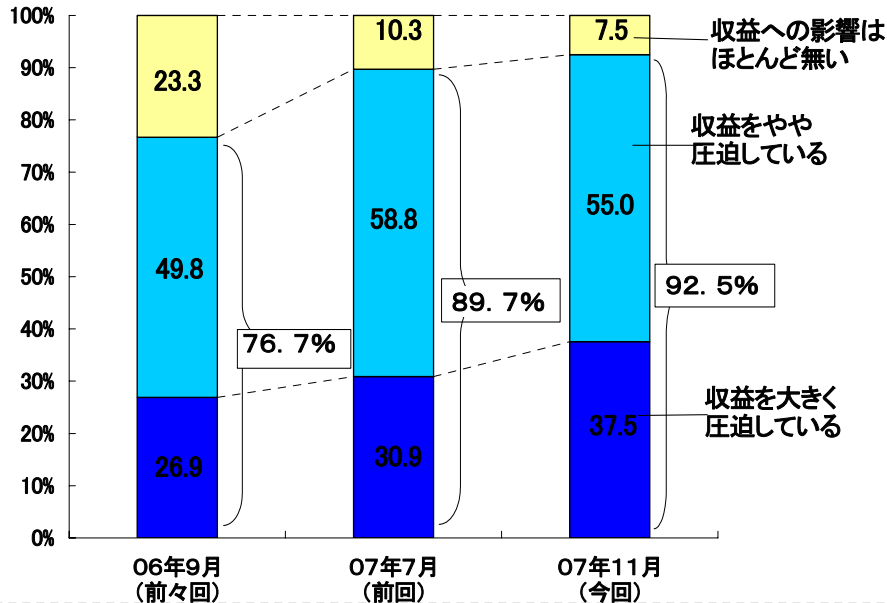
(平成19年11月27日公表)

～11月上旬から中旬にかけて、全国の中小企業1,133社の回答を集計～

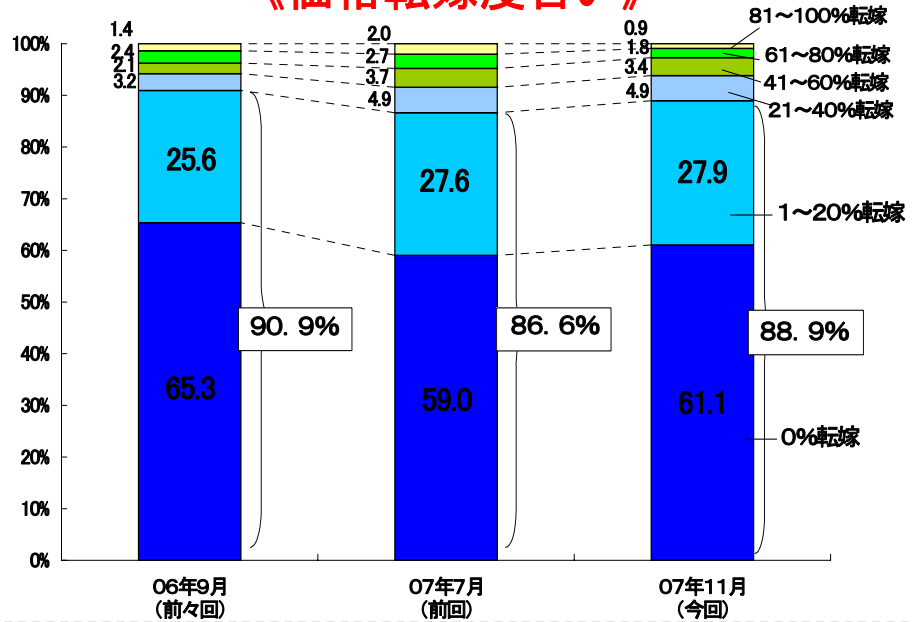
原油価格の上昇により収益を圧迫されている企業は9割を超える。

- 一 原油・石油製品価格の上昇による収益への影響は今年の夏より更に拡大し、収益を圧迫している企業の割合は9割を超える。
- 一 特に収益への影響が大きい業種は、窯業・土石製品、石油製品、パルプ・紙製品、出版・印刷、クリーニング、運輸、繊維工業等。
- 一 価格転嫁が困難な企業の割合は、今年の夏より若干上昇。全く転嫁できていないとする企業が6割。4割以上転嫁できている企業は1割に満たない。

《収益への影響》



《価格転嫁度合い》



〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980- 0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730- 0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760- 0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 8530	那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-863-2243(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100- 8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023(直)
中国经济産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 8530	那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)